

サービス利用までの流れ

① 相談・見学

市町村または相談支援事業所に相談。
または、当施設に直接ご連絡いただいた場合も受け付けております。
見学時、サービスについての疑問・質問について話し合いをもちます。

② 申請

お住まいの市町村に申請を行います。

③ 審査・判定

市町村で認定調査を行います。

④ 認定・通知

調査終了後、支給量が決まり通知されます。

⑤ サービス利用計画及び個別支援計画作成

特定相談支援事業所において、今後のサービスを利用する計画を立てます。
また、利用する事業者においても今後の支援計画を立てます。

⑥ サービス提供事業者と契約

当施設との契約を行います。

⑦ サービス利用

当施設との契約が完了した段階で、サービス利用を開始します。

利用者負担上限額について

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、年間収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。	0円
一般1	市町村民税課税世帯 年間収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

詳しくは、市町村役場・相談支援事業所にご相談ください。

案内図



自立訓練事業所 アセンドハウス

事業所指定番号：0210600060

〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町5-5
TEL (0176) 21-1188・FAX (0176) 51-3212
E-mail J-asendo@saiseikai-gr.or.jp

関係施設

地域活動支援センター アセンドハウス(相談支援事業所)
〒034-0031 青森県十和田市東三番町4-11
TEL (0176) 21-1173・FAX (0176) 21-1163

十和田済誠会病院
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町1-1
TEL (0176) 23-6251・FAX (0176) 25-3865

デイ・ナイトケア二十三番館
TEL (0176) 24-3600 直通

共同生活援助事業 ライズハウス
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町1-43
TEL (0176) 21-5530・FAX (0176) 21-5531

十和田准看護学院
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町1-2
TEL (0176) 23-5683・FAX (0176) 23-6057



一般財団法人 済誠会

自立訓練事業所
アセンドハウス

短期入所事業 併設

通所・訪問・宿泊の
3つのサービスを提供します。



自立した生活を目指すあなたを応援します。

自立訓練事業所アSENDハウス ～新しくなった3つのサービスの内容～

入所の生活訓練サービス

夜間の福祉サービスです。
アSENDハウスに寝泊りしながら、
自立した生活をおくれるように日常生活の練習をします。



● 定員 20名

● 標準利用期間 3年以内

● 利用対象者 支援区分 非該当
または区分1以上の方。

● 利用時間 17:30～8:30

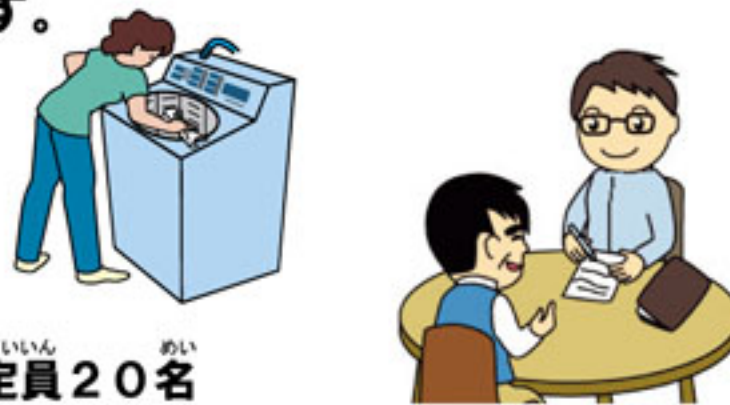
● 居室利用料 月額 15,000円
※この他、食費、個室に係わる光熱費は
実費負担となります。

● サービス利用料のめやす
1日 351円～

※但し、収入に応じて負担上限額があります。詳しくは、裏面（利用料負担上限額について）をご参照ください。

通所の生活訓練サービス

日中の福祉サービスです。
アSENDハウスに通う方を対象に日常生活に必要な支援及び相談を行います。



● 定員 20名

● 標準利用期間 3年以内

● 利用対象者 支援区分 非該当
または区分1以上の方。

● 開所時間
8:30～17:30

● サービス利用料のめやす
1日 752円～

※但し、収入に応じて負担上限額があります。詳しくは、裏面（利用料負担上限額について）をご参照ください。

訪問の生活訓練サービス

日中の福祉サービスです。
アSENDハウスのスタッフが自宅等に訪問させてもらい自立した生活をおくれるように日常生活の練習をします。



● 定員 特に制限なし

● 標準利用期間 3年以内

● 利用対象者 支援区分 非該当
または区分1以上の方。

● 利用できる時間帯
9:00～16:00

● サービス利用料のめやす
1時間未満 261円～
1時間以上 589円～

※但し、収入に応じて負担上限額があります。詳しくは、裏面（利用料負担上限額について）をご参照ください。

わからないことや、見学についてのご相談は、アSENDハウスまでお気軽にご相談ください。0176-21-1188